

令和7年度 栄桜小中学校部活動規定

1. 目的

○部活動は、学校教育活動の一環として生徒の生きる力の育成や豊かな学校生活の実現のために大きな効果をもたらすものとして位置づけ、行うものとする。

2. 顧問・入退部について

(1) 顧問については、準備委員会の検討のもとに、年度初めの職員会議において決定し、校長より委嘱される。
(2) 顧問決定については、指導面も考慮して決定する。顧問が複数名いる場合は、他の部の顧問を兼務することができる。原則、運動部の顧問については、複数名とする。

(3) 届を提出することによって入退部を認める。ただし、届を提出する際に担任と顧問の許可を得ること。

※5～9年生を通した活動を基本とするが、新5年生・新6年生・新7年生については、当該年度の3月31日までを一区切りの活動期間とし、新たな選択も可能とする。新8年生・新9年生は転部もしくは、退部するときにのみ、自ら申し出る。

3. 活動について

(1) 5～9年生で1つの部として活動すること。
(2) 5・6年生の活動日は週1回（水曜日）とする。
(3) 活動内容については、部活動顧問に委ねる。
(4) 活動終了時刻と完全下校時刻は以下の通りとする。

＜通年＞ 16時45分（活動終了） 16時55分（完全下校）

(5) 春季休業から部活動ミーティング実施日までの活動参加については、別途定める早見表に従って活動することができる。

※ 細かい活動時刻は各部活動で設定する。ただし、部活動ガイドラインを厳守することとする。

※ 活動終了から完全下校までの10分間で、整備、後片づけ、更衣を済ますこと。

※ 再登校の時刻が設定されている場合は、その時間以降に鍵の受け渡し可。

※ 公式戦および発表会前であっても部活動の延長はしない。

4. 校外での活動の安全について

○公式戦、練習試合等の校外での活動時の移動は、公共交通機関を利用するものとし、校区内集合、校区内解散を原則とする。

○校外活動届を1週間前までに作成し、管理職に提出する。

5. 宿泊を伴う合宿や遠征などの活動について

○実施する場合は、事前に管理職に報告し、了解を得る。

○校外活動届を2週間前までに作成し、管理職に提出する。

6. 服装に関する規定

(1) 部活動中の服装は学校で定められた衣服を着用することとする。運動系の部については、体育時に使用する服装、ジャージ又は顧問が認めた服装、試合時に着用するユニホームとする。また、顧問が必要と認めた場合は、保温用のウィンドブレーカー等を着用することができる。

7. 活動の休止および停止について

(1) 定期考査 1週間前からテスト終了前日までは活動を休止する。なお公式戦のある部は、事前に管理職に報告し、了承を得て活動することができる。その際には活動時間の縮減などを行う。

(2) 儀礼的行事（入学式・卒業式）の前日および当日、体育大会当日、学校閉鎖期間は休止する。

(3) 5・6年生の公式戦および発表会（小学校なら支部交流会。中学校なら中体連の大会など）の場合は、7～9年生の参加は不可とする。7～9年生の場合は、5・6年生の参加は不可とする。

(4) 学校行事などにより活動が困難な場合

その他、顧問長や管理職が停止及び中止と判断した場合。

光化学スモッグ注意報・警報発令時などは、顧問の指示に従う。

休業日および平日に必ず週1回以上の休養日を設ける。

※ 通年木曜日を部活動休日とする。

8. 公式戦等の応援について

(1) 1～6年生は保護者同伴で行くこと。

(2) 5～9年生は標準服を着用すること。

(3) 各会場へは公共交通機関などを利用していくこと。（自転車は禁止）

※全市交流会などの大会にもこの規則を適用するものとする。

9. 春季休業中の活動について

○顧問が正式決定するまで旧顧問の指導の下で活動する。全ての旧顧問がいない場合、その部は顧問決定まで活動休止とする。

10. 事故防止の徹底について

(1) 安全指導の充実

○施設・用具の正しい使用方法を指導すること。

○使用前の安全確認の習慣化や、準備・片付け及び移動時の安全指導を十分に行うこと。

(2) 安全管理の徹底

○児童生徒の体力や技能レベルを考慮した指導の計画を立てること。

○施設・設備・用具などは常に整理整頓して安全に配置・設置すること。

○熱中症対策のための気温・湿度の把握など、気象情報を事前に収集すること。危険が予測される場合は活動を中止するなど、必要な措置を講じること。

○児童生徒の健康状態を観察し、水分補給や休息をこまめに行い、熱中症予防を徹底すること。

○湿度が高い日や温度変化の大きな時期、暑さに慣れていない時期などには、特に注意すること。

○個々の児童生徒の基礎疾患、既往歴、運動制限など、配慮すべき事項を把握すること。

- 食物アレルギー等がある学園生への対応を把握しておくこと。
- 試合会場への児童生徒の移動は、公共交通機関を使用することを原則とする。

(3) 事故等への適切な対応

- 事故等の発生時には、児童生徒の安全確保や応急手当などの適切な対応を行うこと。
- 事故等の発生時には、必ず管理職に連絡をすること。
- 必要な場合は I F 職員室 養護教諭の机上にある A E D を使用すること。

1 1. 指導について

- (1)児童・生徒の主体性を損なう、一方的な練習や指導を行わないこと。
- (2)体罰・暴言は一切認められない。
- (3)活動計画は適宜保護者に周知し、理解を得ること。

1 2. 部の設置・休止及び廃止について

- (1)部の成立は、顧問・児童生徒・活動場所が整い、職員会議での承認が必要である。
 - (2)活動困難と考えられる部については、現部員・保護者の意志を十分に確認し、継続・統合・途中休部・合同部活動・募集停止・廃止について、企画委員会で検討し、職員会議で決定する。
- ※顧問数・生徒数の減少に伴い、上記内容は、実態にあわせて検討していく。

1 3. 規定の改訂

- (1)規定の改訂については、原則として部活顧問会及び職員会議にて行うものとする。
- (2)緊急に必要な場合もこれに準ずる。

★石田小で活動する部活動について（サッカー部・陸上部・ソフトテニス部）★

1. 更衣場所について

- 女子は栄桜小中の校舎（各学年体育時に更衣している場所で行う）
- 男子は各部活動で判断する。

2. 石田小の開錠、施錠、施設利用について

- 顧問が門と校舎の開錠と施錠を行う。
- 校舎の利用は南校舎のみとし、トイレは南校舎1階を利用する。教職員の控室は、理科室を利用する。
- 部活動用具の収納は外倉庫を利用する（鍵は60番）

3. 栄桜から石田小までの経路

